

附則（平成 12 年法律第 61 号）

附 則

この法律は、平成13年4月1日から施行し、この法律の施行後に締結された消費者契約について適用する。

1 趣旨

本法の規定は、平成 13 年 4 月 1 日以降に締結された消費者契約にのみ適用される。平成 13 年 3 月 31 日までに締結される消費者契約については、既存の法令の規定が適用される。

2 条文の解釈

（1）「平成 13 年 4 月 1 日から施行」

本法の施行期日を、平成 13 年 4 月 1 日とすることを規定している。

本法の周知・対応準備期間については、消費者契約という事業者と消費者の広範な行為を対象とした規定を新たに設けること、事業者において約款の見直し等の作業が必要となる場合もあることから、社会一般に広範な影響を与えるものであり、早い段階から関係者に新しい制度の内容の周知及び対応準備のための期間を示すことが必要となる。したがって、施行期日を法律の附則で確定することとしたものである。

ところで、製造物責任法（平成 6 年法律第 85 号）は、製造物責任という新たな損害賠償責任制度を法制化したものであるが、その施行期日は、その附則第 1 項において、「公布の日から起算して 1 年を経過した日」と定められており、周知・対応準備期間として 1 年を設けている。同様に、契約締結過程及び契約内容に関し、消費者が契約の全部又は一部の効力を否定することができるようにする場合を定めた新たな制度が円滑に導入されるためには、公布から施行までの間に 1 年程度の期間を置くことが適当である。したがって、本法の周知・対応準備期間についても、1 年程度を設けることが適当と思われる。

他方、金融市場における規制の緩和・撤廃を始めとする一連の金融システム改革（いわゆる日本版ビッグバン）が、平成 13 年 4 月までにほぼ完了する予定とされているが、それに伴い、金融市場において公正で自由な競争が行われる環境が整い、更に多種多様な金融商品・サービスが取引されるものと考えられる。金融取引は重要な消費者契約の一つであり、かつ、金融システム改革の完了もあいまって、消費者契約に関するトラブルの更なる発生も予想されることから、それに対する手当てを講ずることが重要となる。

以上のことから、本法の施行期日については、平成 12 年 5 月 12 日の公布の日か

ら施行までの周知・対応準備期間として1年程度を確保しつつ、金融システム改革がほぼ完了されることとの整合性に鑑み、平成13年4月1日と確定することが適当とされたものである。

（２）「この法律の施行後に締結された消費者契約について適用する」

一般的に、民事法においては、行為者に義務を課すもの、又は人の権利を制限するものは、法の適用について不遡及とするのが原則である。したがって、本法においても、その規定が適用されるのは、施行後に締結された消費者契約に限定するものである。

ただし、平成13年4月1日以後に締結された消費者契約である限り、勧誘が平成13年3月31日以前に行われたとしても、本法の規定は適用されることとなる。

附則（平成 18 年法律第 56 号）

I 第 1 項（施行期日）

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して 1 年を経過した日から施行する。

1 趣旨等

附則において、消費者契約法の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 56 号）の施行期日を公布の日（平成 18 年 6 月 7 日）から起算して 1 年を経過した日（平成 19 年 6 月 7 日）から施行することを規定している。

改正法は、事業者が不特定かつ多数の消費者に対して消費者契約法違反の行為（不当勧誘行為、不当契約条項を含む契約の締結）を行う場合に、適格消費者団体がその差止請求をすることができることとするものである。社会一般に広範な影響を与えるものであるとともに、早い段階から消費者及び事業者を始めとする関係者に新たな制度の内容の周知及び対応準備のための期間を示すことが必要である。また、本改正法の委任等に基づく関係法令の整備及びその周知を行うための一定の期間を確保することについても考慮に入れる必要がある。したがって、期間を法律の附則で確定するとともに、その期間を 1 年とするものである。

II 第 2 項（検討）

（検討）

- 2 政府は、消費者の被害の状況、消費者の利益の擁護を図るための諸施策の実施の状況その他社会経済情勢の変化を勘案しつつ、この法律による改正後の消費者契約法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

1 趣旨等

適格消費者団体が事業者等に対し差止請求をすることができることとしている本法の施行により、消費者契約法の実効性が高まり、消費者被害の発生又は拡大の防止につながることを期待されるところである。

また、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るためには、民事ルール（消費者契約法）の実効性確保措置である適格消費者団体による差止請求権の行使のみではなく、行政庁が業法等を通じ個別業種や商取引の特性を踏まえた行政規制・指導監督措置を構ずること等各般の消費者施策が総合的に講じられることが必要であり、重

要である。

さらに、消費者被害の動向や社会経済情勢の変化を踏まえた対応が今後とも必要である。

以上を踏まえ、政府は、

- ① 消費者の被害の状況、
- ② 消費者の利益の擁護を図るための諸施策（国・地方公共団体による各種の取組等を広く含む。）の実施の状況、
- ③ 社会経済情勢の変化（例えば、規制緩和の進展、高齢社会化など）

を勘案しつつ、改正後の消費者契約法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとしている。

附則（平成 20 年法律第 29 号）

I 第 1 項（施行期日）

（施行期日）

- 1 この法律は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律（平成20年法律第74号）の施行の日から施行する。

1 趣旨等

（1）基本的な考え方

制度の周知及び法改正に伴う内閣府令の見直し等の施行準備をするために必要十分な期間を確保しつつ、できる限り早期に施行することとするのが適当である。

（2）景品表示法関係

適格消費者団体による差止請求の対象となる景品表示法上の不当行為としては、同法第4条第1項第1号及び第2号に規定する表示（いわゆる優良誤認及び有利誤認表示）が想定されており、その内容に改正等はない。したがって、上記のとおり制度の周知及び施行準備に必要な期間を確保しつつ、できる限り早期に施行することとするのが適当である。

そこで、施行準備として必要と考えられるのは、法第23条第5項の改正に伴う消費者契約法施行規則の改正（注1）や、内閣総理大臣と公正取引委員会との連携措置（法第15条第2項及び第38条）に関する運用上の整備、「差止請求関係業務」（法第13条第1項）の概念の拡張に伴う適格消費者団体の定款（注2）・業務規程等の見直し等である（注3）。

（注1）規則第15条第1項は、「法第23条第4項に規定するすべての適格消費者団体及び内閣総理大臣が電磁的方法を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置であって内閣府令で定めるものは、内閣総理大臣が管理する電気通信設備の記録媒体に法第23条第4項前段に規定する事項、第13条第2項の内容を示す書面に記載された事項及び第13条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）各号に掲げる事項を内容とする情報を記録する措置であって、すべての適格消費者団体及び内閣総理大臣が当該情報を記録することができ、かつ、当該記録媒体に記録された当該情報をすべての適格消費者団体及び内閣総理大臣が受信することができる方式のものとする。」としており、これに公正取引委員会との連携を反映した改正をする必要がある。同様に、規則第18条第1号「すべての適格消費者団体及び内閣総理大臣が電磁的方法を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置」についても改正をする必要がある。

(注2) 特定非営利活動法人の場合、定款の変更の認証を得るには、通常、申請から4か月程度を要するのが実務上の運用である(特定非営利活動促進法第25条第5項、第10条第2項、第12条第2項)。

(注3) なお、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成21年法律第49号)により景品表示法の消費者庁移管に伴い、法第15条、第23条第5項、第38条が改正されたことから、(注1)記載の公正取引委員会との連携を規定した部分は削除された。

また、「差止請求関係業務」の概念の拡張に伴い、経理の整理方法が変わることになることから、できる限り適格消費者団体の事務負担を軽減する観点も必要である。

以上を踏まえ、改正当時既に認定されていた適格消費者団体は、いずれも事業年度を4月1日から3月末日までとしていることに鑑み、景品表示法関係の改正規定の施行期日は、平成21年4月1日とした。

(3) 特定商取引法関係

今次の特定商取引法改正では、「訪問販売」、「通信販売」、「電話勧誘販売」(同法第2条第1項から第3項まで)に関するいわゆる指定商品・指定役務制(同条第4項)の見直し(規制の対象となる商品・役務を政令で定めることとしていたのを、原則として全ての商品・役務を対象としつつ、一定の適用除外を設けることとする。)等、実体法部分の改正がされるとともに、その施行日としては、当該改正法公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内で政令で定める日(注)とされた。この指定商品・指定役務制の見直しにより、特定商取引法上の差止請求権の適用対象も拡張されることになるが、改正法の周知の観点からは、特定商取引法上の実体法部分に関する改正と同時に差止請求権の適用対象を拡張するのが望ましいと考えられることから、特定商取引法関係の改正規定の施行期日は、同法改正法の施行期日とした。

(注) 特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律の当該部分は、平成21年12月1日に施行された。

II 第2項(認定手続等に関する経過措置)

(経過措置)

- 2 第1条又は第2条の規定の施行前にされた消費者契約法第13条第1項の認定の申請並びに同法第19条第3項及び第20条第3項の認可の申請に係る認定及び認可に関する手続については、それぞれ第1条又は第2条の規定による改正後の同法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

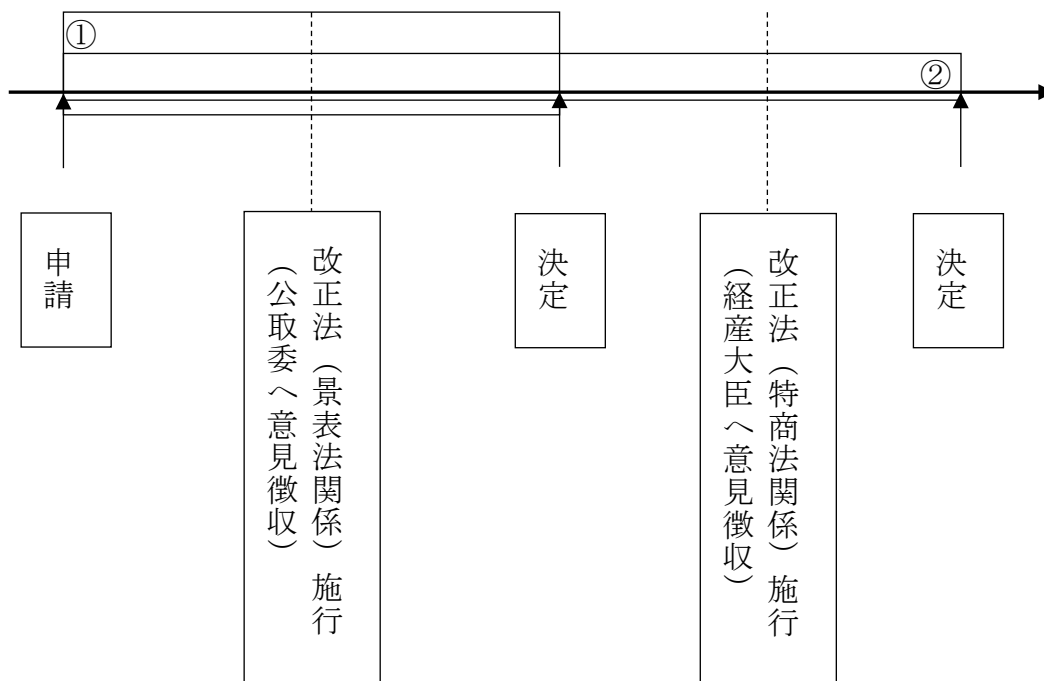
1 趣旨等

- (1) 適格消費者団体の認定手続として、公正取引委員会及び経済産業大臣からの意見聴取に関する規定を新設する（法第15条第2項）ことに関し、経過措置を設ける必要があると考えられるが、施行期日を景品表示法関係と特定商取引法関係との二つに分けることとする（附則第1項）こととの関係から、この経過措置についても二つに分けて考える必要がある（注）。

（注）消費者庁設置に伴い景品表示法が消費者庁に移管されたことから、第15条は改正され公正取引委員会からの意見聴取の規定は削除された。

(2) 景品表示法関係の改正法施行日前にされた申請について

- ① 適格消費者団体の認定手続として、内閣総理大臣から公正取引委員会の意見を聴くことになるところ、これに関し、景品表示法関係の改正法施行日前に認定の申請をしていたが、当該改正法施行日までに認定又は不認定の決定がされず、当該改正法施行日以後に決定がされることとなった場合、改めて公正取引委員会の意見を聴くものとするべきか否か問題となる（下記①及び②共に問題状況は同じ。）。



改めて公正取引委員会の意見を聴くものとする、新たな手続を履践することにより、認定・不認定の決定が遅れることがあり得るところ、これは申請者にとって自ら預かり知らないことによる不利益であること、そもそも、改正法

によっても現在の消費者契約法上の認定要件は変わらず、改正前に認定された適格消費者団体も改正景品表示法上の差止請求権を行使することができること、認定された適格消費者団体の適格性については、公正取引委員会から意見を述べるができる旨の規定を新設し（法第38条第1号）、これを活用することも可能であることからすると、認定手続はなお従前の例によることとする経過措置を設けるのが適当と考えられる。

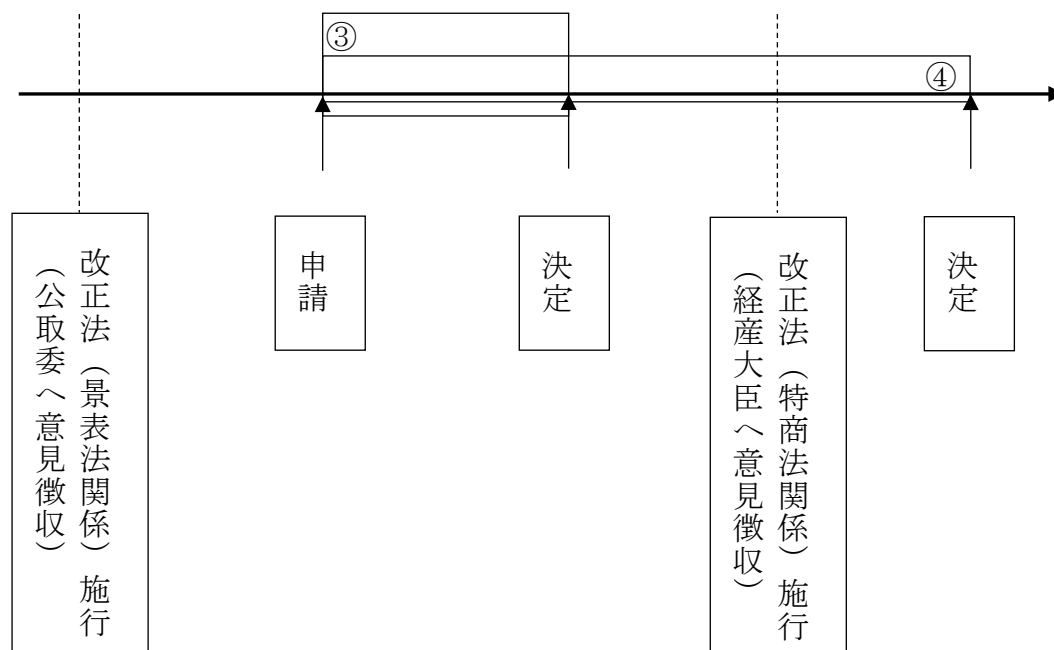
- ② 上述したところは、合併及び事業譲渡の認可（法第19条第6項及び第20条第6項で準用される第15条第2項）に関する手続についても同様であることから、なお従前の例によることとする経過措置を設けるのが適当と考えられる。

これに対し、認定の有効期間の更新は、改正法施行までに現在既に認定されている適格消費者団体の認定の有効期間の更新の申請が経過することが想定されない（注）、経過措置を設けないものとした。

（注）現在既に認定されている適格消費者団体のうち、最も早く認定されたのは平成19年8月23日（「消費者機構日本」及び「消費者支援機構関西」の2団体）であり、当該認定の有効期間である3年間（法第17条第1項）が経過する平成22年8月22日の90日前（平成22年5月25日）から60日前（平成22年6月24日）まで（同条第3項）に更新の申請がされ得ることになる。

（３）景品表示法関係の改正法施行日以後特定商取引法関係の改正法施行日前にされた申請について

- ① 適格消費者団体の認定手続として、内閣総理大臣から公正取引委員会及び経済産業大臣の意見を聴くことになるところ、これに関し、景品表示法関係の改正法施行日以後に認定の申請をしていたが、特定商取引法関係の改正法施行日までに認定又は不認定の決定がされず、特定商取引法関係の改正法施行日以後に決定がされることとなった場合、改めて経済産業大臣の意見を聴くものとするべきか否か問題となる（下記④においてのみ問題となる。）。



この場合の問題状況は、上記 2 において検討したところと同じであることから、認定手続はなお従前の例によることとする（すなわち、公正取引委員会からのみ意見を聴く。）のが適当と考えられる。

もっとも、消費者庁設置に伴い景品表示法が消費者庁に移管されたことから、法第 15 条は改正され公正取引委員会からの意見聴取の規定は削除されたので、消費者庁及び消費者委員会設置法施行後に申請がなされた場合には、公正取引委員会から意見を聴く必要はない。

② 合併及び事業譲渡の認可についても同様である。

Ⅲ 第 3 項（罰則に関する経過措置）

3 第 1 条又は第 2 条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、それぞれ第 1 条又は第 2 条の規定による改正後の消費者契約法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

1 趣旨等

（1）法第 12 条の 2 柱書により「差止請求」の概念が拡張し、「差止請求関係業務」（法第 13 条第 1 項）の概念も拡張することに関し、経過措置を設けるのが適当と考えられる。

（2）すなわち、平成 20 年法律第 29 号による改正前の法第 12 条第 5 項柱書は、同改正前の法第 12 条第 1 項から第 4 項までに規定する請求のみを「差止請求」としていたところ、同改正後の法第 12 条の 2 柱書において、景品表示法及び特定商取引法上規定される差止請求をも含んでいる。これに伴い、「差止請求権」（改正前の法第 12 条第 5 項第 2 号ハ）及び「差止請求関係業務」（法第 13 条第 1 項）の概念も拡張することになる。

（3）これを前提に、法第 53 条第 11 号の適用について考えると、同号は、法第 40 条第 2 項の規定に違反して、情報を同項に定める目的以外の目的のために利用し、又は提供した者について 30 万円以下の過料に処することとし、同項は、独立行政法人国民生活センター等から情報の提供を受けた適格消費者団体は、当該情報を当該差止請求権の適切な行使の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならないこととしている。改正法の施行により「差止請求権」の概念が拡張することに伴い、例えば、改正法施行前、「差止請求権」に該当しない景品表示法に関する事項について情報を利用した場合、この罰則が適用されなければならないが、改正法の施行により「差止請求権」の概念に景品表示法に関する事項が含まれることにより、そのままでは罰則が適用されなくなる。これは不均衡であり、改正法施行後の罰則

の適用について、なお従前の例によることとする経過措置を設ける必要がある。

附則（平成 21 年法律第 49 号）

（施行期日）

第 1 条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成21年法律第48号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
（以下 略）

1 趣旨等

消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律により、消費者契約法及び消費者契約法等の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 29 号）が改正された。

その内容は以下のとおり。

- ① 景品表示法が消費者庁へ移管されるに際し、所要の改正をすることに伴い、同法上の不当表示に関する適格消費者団体による差止請求権について規定している同法第 11 条の 2 の条項が条ずれにより変更されたため、同条を規定している消費者契約法第 12 条の 2 及び第 43 条第 2 項第 2 号についても所要の改正をすることとした。
- ② 第 15 条第 2 項、第 23 条第 5 項及び第 38 条関係（内閣総理大臣と公正取引委員会及び経済産業大臣との間の連携及び情報共有）について景品表示法が消費者庁へ移管されることにより、所要の改正をすることとした（法第 15 条第 2 項、第 23 条第 5 項の解説参照）。
- ③ 第 48 条の 2 を新設し、内閣総理大臣の権限の消費者庁長官への委任について規定することとした。

なお、消費者庁及び消費者委員会設置法は、同法附則第 1 項において、「公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する」とされており、平成 21 年 9 月 1 日に施行されたため（消費者庁及び消費者委員会設置法の施行期日を定める政令（平成 21 年政令第 214 号））、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律は同日施行された。

附則（平成 28 年法律第 61 号）

第 1 条（施行期日）

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 1 年を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第 4 条の規定 公布の日
- 二 第 5 条第 2 項の改正規定（「及び第 7 条」を「から第 7 条まで」に改める部分に限る。）、第 6 条の次に 1 条を加える改正規定及び附則第 3 条の規定 民法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 44 号）の施行の日
- 三 附則第 6 条の規定 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 29 年法律第 45 号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

1 趣旨等

平成 28 年改正は、取消しの対象となる消費者契約の範囲を拡大するとともに、無効とする消費者契約の条項の類型を追加する措置を講ずるといった民事ルールの拡充を図るものである。消費者契約法は労働契約を除く全ての消費者契約を対象として、広く横断的に適用される法律であることから（第 2 条第 3 項、第 48 条）、今回の改正を踏まえて事業者が使用している契約条項の見直しが必要な場合もあり得るなど、今回の改正により社会一般に対する影響があると考えられる。

したがって、今回の改正内容についての周知及び対応のために一定の期間を設けるべきであることから、あらかじめその期間を明確に示す必要がある。具体的には、公布から施行まで 1 年の期間を設けることを明示的に規定している（注 1）。なお、消費者契約法の制定時及び過去の改正時においても、同様の観点から、公布から施行までに 1 年程度の期間（注 2）が設けられている。

（注 1）消費者契約法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 61 号）は平成 28 年 6 月 3 日に公布されていることから、施行日は平成 29 年 6 月 3 日となる。

（注 2）消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）の施行は、公布の日（平成 12 年 5 月 12 日）から約 1 年後の平成 13 年 4 月 1 日とされている。また、消費者契約法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 56 号）の施行は、公布の日（平成 18 年 6 月 7 日）から起算して 1 年を経過した日（平成 19 年 6 月 7 日）とされている。

ただし、民法の改正に関連する規定、具体的には、①民法改正法を踏まえ、取消権を行使した消費者の返還義務について規定する第 6 条の 2 等、②今回の改正を踏まえ、民法改正整備法の関係規定の所要の整備を行う附則第 6 条については、それぞれ①民法改正法の施行の日、②民法改正整備法の公布の日（注 3）から施行するこ

とする。

なお、附則第4条については、政令で経過措置を設けることは想定していないが、仮に施行までに経過措置を設ける必要性が生じるような事態が発生する可能性もあることも踏まえ、公布の日から施行することとしている。

（注3）民法改正整備法は平成29年6月2日に公布された。

第2条から第4条まで（経過措置等）

（経過措置）

第2条 この法律による改正後の消費者契約法（以下「新法」という。）第4条第4項及び第5項（第3号に係る部分に限る。）（これらの規定を新法第5条第1項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行前にされた消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示については、適用しない。

2 この法律の施行前にされた消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示に係る取消権については、新法第7条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に締結された消費者契約の条項については、新法第8条第1項第3号及び第4号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 新法第8条の2の規定は、この法律の施行前に締結された消費者契約の条項については、適用しない。

第3条 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の消費者契約法第6条の2の規定は、同号に掲げる規定の施行前に消費者契約に基づく債務の履行として給付がされた場合におけるその給付を受けた消費者の返還の義務については、適用しない。

（政令への委任）

第4条 前2条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

1 趣旨等

平成28年改正においては、一般的に法の適用については不遡及であるとされている点を踏まえ、改正後の規定についても、その規定が適用されるのは、改正法の施行後に締結された消費者契約に限定するものである。

具体的には、附則第2条においては、施行日が公布の日から起算して1年（すなわち、平成29年6月3日）とされている規定について、①消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しに係るもの（注）を第1項及び第2項に、②消費者契約の条項の無効に係るものを第3項及び第4項に、それぞれ規定している。また、附則第3条においては、施行日が民法改正法の施行の日とされている規定（取消権を行使した消費者の返還義務）について、規定している。

(注) 意思表示の取消しの規定であることから、意思表示がなされた時点を基準としている。

なお、附則第4条については、政令で経過措置を設けることは想定していないが、仮に施行の日までに経過措置を設ける必要性が生じるような事態が発生する可能性もあることも踏まえた規定である。

第5条（検討）

（検討）

第5条 政府は、消費者の被害の状況、消費者の利益の擁護を図るための諸施策の実施の状況その他社会経済情勢の変化を勘案しつつ、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

1 趣旨等

平成28年改正は、取消しの対象となる消費者契約の範囲を拡大するとともに、無効とする消費者契約の条項の類型を追加する措置を講じるといった民事ルール of 拡充を図るものである。しかし、現在は想定していない新たな類型の消費者被害が発生する可能性もあることから、消費者の利益の擁護を図るため、今後も必要に応じ、今回の改正で措置されていない事項についても検討を行う必要がある。

したがって、政府においては、今後の消費者被害の状況、関連する消費者施策の実施の状況（注）を始めとした社会経済情勢の変化を踏まえ、改正後の状況を検討した上で、必要があると認められる場合には、今回の改正で措置されていない事項についても適切な措置を講ずることとしたものである。本条の規定においては、「新法」（＝改正後の消費者契約法）と規定しており、改正後の消費者契約法には今回の改正で措置されていない規定（例えば、消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等の無効を定める第9条）も含まれていることから、当該規定についても検討の対象となる。

なお、内閣府消費者委員会の答申（平成28年1月7日）においては、今後の検討課題として引き続き検討を行うべきとされている論点について、消費者委員会において更なる検討を加えた上でできる限り早く答申を行うこととされている。また、消費者契約法の一部を改正する法律案に対する国会の附帯決議においては、今後の検討課題とされた論点について、引き続き検討を行い、改正法の成立後3年以内に必要な措置を講ずることとされている。

（注）具体的には、消費者裁判手続特例法に基づく消費者団体訴訟制度（被害回復）（平成28年10月1日施行）等が挙げられる。

第6条（民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

（民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第6条 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第98条のうち、消費者契約法第4条第5項の改正規定中「第4条第5項」を「第4条第6項」に改め、同法第8条の改正規定の次に次のように加える。

第8条の2を次のように改める。

（消費者の解除権を放棄させる条項の無効）

第8条の2 事業者の債務不履行により生じた消費者の解除権を放棄させる消費者契約の条項は、無効とする。

第99条第1項中「第4条第5項」を「第4条第6項」に改め、同条第2項中「第8条」の下に「、第8条の2」を加える。

1 趣旨等

民法改正整備法の関係規定について所要の整備を行うものである。

具体的には、

- ① 民法改正法による改正後の民法では、引き渡された目的物に瑕疵があった（種類又は品質に関して契約の内容に適合しない）場合の解除は債務不履行の規定に基づいて行われるものと整理されている。このため、改正後の民法が施行された時点で、第8条の2の規定について、債務不履行か瑕疵担保責任かを区別することなく、事業者の債務不履行に基づく消費者の解除権を放棄させる消費者契約の条項を無効とするものに改正する
- ② その他、条文番号の修正等の所要の整備を行うことを規定している。

附則（平成 30 年法律第 54 号）

第 1 条（施行期日）

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 1 年を経過した日から施行する。ただし、附則第 3 条及び第 5 条の規定は、公布の日から施行する。

1 趣旨等

平成 30 年改正は、取消しの対象となる消費者契約の範囲を拡大するとともに、無効とする消費者契約の条項の類型を追加する措置を講ずるといった民事ルール of 拡充を図るものである。消費者契約法は労働契約を除く全ての消費者契約を対象として、広く横断的に適用される法律であることから（第 2 条第 3 項、第 48 条）、今回の改正を踏まえて事業者が使用している契約条項の見直しが必要な場合もあり得るなど、今回の改正により社会一般に対する影響があると考えられる。

したがって、今回の改正内容についての周知及び対応のために一定の期間を設けるべきであることから、あらかじめその期間を明確に示す必要がある。具体的には、公布から施行まで 1 年の期間を設けることを明示的に規定している（注 1）。なお、消費者契約法の制定時及び過去の改正時においても、同様の観点から、公布から施行までに 1 年程度の期間（注 2）が設けられている。

（注 1）消費者契約法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 54 号）は平成 30 年 6 月 15 日に公布されていることから、施行日は 2019 年 6 月 15 日となる。

（注 2）消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）の施行は、公布の日（平成 12 年 5 月 12 日）から約 1 年後の平成 13 年 4 月 1 日とされている。また、消費者契約法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 56 号）の施行は、公布の日（平成 18 年 6 月 7 日）から起算して 1 年を経過した日（平成 19 年 6 月 7 日）とされている。消費者契約法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 61 号）の施行は、公布の日（平成 28 年 6 月 3 日）から起算して 1 年を経過した日（平成 29 年 6 月 3 日）とされている。

ただし、民法改正整備法の関係規定の所要の整備を行う附則第 5 条の規定については、公布の日から施行することとしている。また、附則第 3 条の規定については、政令で経過措置を設けることは想定していないが、仮に施行までに経過措置を設ける必要性が生じるような事態が発生する可能性もあることも踏まえ、公布の日から施行することとしている。

第 2 条及び第 3 条（経過措置等）

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にされた消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示については、この法律による改正後の消費者契約法（以下「新法」という。）第4条第2項（新法第5条第1項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 新法第4条第3項第3号から第8号まで（これらの規定を新法第5条第1項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行前にされた消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示については、適用しない。

3 この法律の施行前に締結された消費者契約の条項については、新法第8条第1項及び第8条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 新法第8条の3の規定は、この法律の施行前に締結された消費者契約の条項については、適用しない。

（政令への委任）

第3条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

1 趣旨等

平成30年改正においては、一般的に法の適用については不遡及であるとされている点を踏まえ、改正後の規定についても、その規定が適用されるのは、改正法の施行後に締結された消費者契約に限定するものである。

具体的には、附則第2条においては、施行日が公布の日から起算して1年（すなわち、2019年6月15日）とされている規定について、①消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しに係るもの（注）を第1項及び第2項に、②消費者契約の条項の無効に係るものを第3項及び第4項に、それぞれ規定している。

（注）意思表示の取消しの規定であることから、意思表示がなされた時点を基準としている。

なお、附則第3条の規定については、政令で経過措置を設けることは想定していないが、仮に施行の日までに経過措置を設ける必要性が生じるような事態が発生する可能性もあることも踏まえた規定である。

第4条（検討）

（検討）

第4条 政府は、消費者の被害の状況、消費者の利益の擁護を図るための諸施策の実施の状況その他社会経済情勢の変化を勘案しつつ、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

1 趣旨等

平成 30 年改正は、取消しの対象となる消費者契約の範囲を拡大するとともに、無効とする消費者契約の条項の類型を追加する措置を講じるといった民事ルール of 拡充を図るものである。しかし、現在は想定していない新たな類型の消費者被害が発生する可能性もあることから、消費者の利益の擁護を図るため、今後も必要に応じ、今回の改正で措置されていない事項についても検討を行う必要がある。

したがって、政府においては、今後の消費者被害の状況、関連する消費者施策の実施の状況を始めとした社会経済情勢の変化を踏まえ、改正後の状況を検討した上で、必要があると認められる場合には、今回の改正で措置されていない事項についても適切な措置を講ずることとしたものである。本条の規定においては、「新法」（＝改正後の消費者契約法）と規定しており、改正後の消費者契約法には今回の改正で措置されていない規定（例えば、消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等の無効を定める第 9 条）も含まれていることから、当該規定についても検討の対象となる。

第 5 条（民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

（民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第 5 条 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 29 年法律第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 98 条のうち、消費者契約法第 8 条第 2 項の改正規定中「免除する」を「免除し、又は当該事業者にその責任の有無若しくは限度を決定する権限を付与する」に改め、同法第 8 条の 2 の改正中「条項の」を「条項等の」に、「放棄させる消費者契約」を「放棄させ、又は当該事業者にその解除権の有無を決定する権限を付与する消費者契約」に改める。

1 趣旨等

平成 30 年改正により、無効とする消費者契約の条項の類型が追加されたことに伴い、民法改正整備法の消費者契約法に關係する規定について所要の整備を行うものである。

附則（令和 4 年法律第 59 号）

第 1 条（施行期日）

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 1 年を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第 1 条中消費者契約法第 13 条第 5 項の改正規定、同法第 14 条第 2 項第 8 号の改正規定、同法第 18 条の改正規定、同法第 19 条の改正規定、同法第 20 条第 4 項の改正規定、同法第 31 条の改正規定、同法第 34 条の改正規定、同法第 35 条の改正規定、同法第 50 条の改正規定、同法第 51 条の改正規定、同法第 52 条第 1 項の改正規定及び同法第 53 条の改正規定並びに第 2 条の規定並びに次条第 5 項から第 7 項まで並びに附則第 3 条、第 4 条及び第 7 条から第 9 条までの規定 公布の日から起算して 1 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日

二 附則第 5 条の規定 公布の日

1 趣旨等

消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 59 号）（令和 4 年通常国会改正）により、消費者契約法については、①取消しの対象となる消費者契約の範囲を拡大、無効とする消費者契約の条項の類型を追加といった民事ルール拡充、②適格消費者団体が事業者に対して行う照会制度の創設、③適格消費者団体の認定監督に関する規定の改正が行われた。

上記①及び②について、消費者契約法は労働契約を除く全ての消費者契約を対象として、広く横断的に適用される法律であることから（第 2 条第 3 項、第 48 条）、令和 4 年通常国会改正を踏まえて事業者が使用している契約条項の見直しが必要な場合もあり得るなど、社会一般に対する影響があると考えられる。

したがって、令和 4 年通常国会改正内容についての周知及び対応のために一定の期間を設けるべきであることから、あらかじめその期間を明確に示す必要がある。具体的には、公布から施行まで 1 年の期間を設けることを明示的に規定している（注 1）（附則第 1 条柱書本文）。

（注 1）消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律は令和 4 年 6 月 1 日に公布されていることから、施行日は令和 5 年 6 月 1 日となる。

上記③については、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（以下「消費者裁判手続特例法」という。）と相互に関連するも

のである。また、適格消費者団体において、改正に対応する準備に時間がかかることが想定され、消費者契約法における適格消費者団体の認定監督に関する規定の改正と消費者裁判手続特例法における特定適格消費者団体の認定監督に関する規定の改正の施行日が異なることとなれば、実務上の混乱が生じるおそれもあるから、消費者裁判手続特例法の改正と同じ日に施行することとした（附則第1条第1号）（注2）。

（注2） 消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和5年政令第4号）により、施行日は令和5年10月1日となる。

附則第5条の規定については、政令で経過措置を設けることは想定していないが、仮に施行の日までに経過措置を設ける必要性が生じるような事態が発生する可能性もあることも踏まえ、公布の日から施行することとしている（附則第1条第2号）。

第2条（消費者契約法の一部改正に伴う経過措置）

（経過措置）

- 第2条** 第1条の規定による改正後の消費者契約法（以下この条において「新消費者契約法」という。）第4条第3項第3号及び第4号（これらの規定を消費者契約法第5条第1項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日（次項から第4項までの規定において「施行日」という。）以後にされる消費者契約（消費者契約法第2条第3項に規定する消費者契約をいう。次項及び第3項において同じ。）の申込み又はその承諾の意思表示について適用する。
- 2 新消費者契約法第4条第3項第9号（消費者契約法第5条第1項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後にされる消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示について適用し、施行日前にされた消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示については、なお従前の例による。
- 3 新消費者契約法第8条第3項の規定は、施行日以後に締結される消費者契約の条項について適用する。
- 4 新消費者契約法第12条の5の規定は、施行日以後にされる新消費者契約法第12条第3項又は消費者契約法第12条第4項の規定による請求について適用する。
- 5 新消費者契約法第19条第4項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この条から附則第4条までにおいて「第1号施行日」という。）以後にされる同項の申請について適用し、第1号施行日前にされた第1条の規定による改正前の消費者契約法（次項において「旧消費者契約法」という。）第19条第4項の申請については、なお従前の例による。

- 6 新消費者契約法第20条第4項の規定は、第1号施行日以後にされる同項の申請について適用し、第1号施行日前にされた旧消費者契約法第20条第4項の申請については、なお従前の例による。
- 7 新消費者契約法第31条第1項、第2項及び第5項の規定は、第1号施行日以後に開始する事業年度に係る同条第1項に規定する書類について適用し、第1号施行日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

1 趣旨等

令和4年通常国会改正においては、一般的に法の適用については不遡及であるとされている点を踏まえ、改正後の規定についても、その規定が適用されるのは、改正法の施行後に締結された消費者契約に限定するものである。

具体的には、附則第2条においては、施行日が公布の日から起算して1年（すなわち、令和5年6月1日）とされている規定について、①消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しに係るもの（注）を第1項及び第2項に、②消費者契約の条項の無効に係るものを第3項に、それぞれ規定している。

また、改正後の消費者契約法第12条の5により、契約条項の差止請求により行為の停止や予防等に係る義務を負う事業者又はその代理人は、適格消費者団体の要請に応じて、講じた措置の内容を開示する努力義務を負うこととなる。改正施行前に差止請求を受けた事業者等も、講じた措置の内容を開示するよう努めなければならないとすると、事業者等に想定外の負担を強いるおそれがあるため、附則第2条第4項は、改正後の消費者契約法第12条の5については、改正施行後に適格消費者団体が差止めを請求した場合のみに適用されることとした。

（注）意思表示の取消しの規定であることから、意思表示がなされた時点を基準としている。

改正後の消費者契約法第19条第4項及び第20条第4項により、適格消費者団体が適格消費者団体でない法人との間で行う合併（適格消費者団体が存続会社となるものを除く。）及び事業譲渡に係る認可については、各当事者が共同して申請することとなる。そこで、附則第2条第5項及び第6項は、改正後の消費者契約法第19条第4項及び第20条第4項については、第1号施行日（令和5年10月1日）以後にされる申請について適用し、第1号施行日前にされた申請については、なお従前の例によることとした。

また、改正後の消費者契約法第31条第1項により、適格消費者団体が毎事業年度作成すべき書類（財務諸表等）のうち「収支計算書」が「活動計算書」又は「損益計算書」（改正後の消費者契約法第14条第2項第8号イ及びロ参照）に変更されることとなり、これに伴って備置書類（改正後の消費者契約法第31条第2項）及び提出書類（同条第5項）も置き換わることとなる。そこで、附則第2条第7項は、改正後の消費者契約法第31条第1項、第2項及び第5項については、第1号施行日以後に開始する事業年度に係る作成書類に適用し、第1号施行日前に開始する事業年

度に係る作成書類については、なお従前の例によることとした。

第4条（罰則に関する経過措置）

（罰則に関する経過措置）

第4条 第1号施行日前にした行為及びこの附則（附則第2条第2項を除く。）の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第1号施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

1 趣旨等

改正後の消費者契約法では、学識経験者の調査を受ける義務（改正前の消費者契約法第31条第2項）を廃止するところ、第1号施行日（令和5年10月1日）前に当該義務違反があったような場合には、当該違反行為を処罰する必要がある。

また、附則第2条第5項によって、なお従前の例によることとした書類（収支報告書）の備え置き・提出義務について、第1号施行日以後に違反行為がされたような場合についても、当該違反行為を処罰する必要がある。

そこで、①第1号施行日前にした行為及び②この附則（附則第2条第2項を除く。）の経過措置によってなお従前の例によることとされる場合における第1号施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとした。

第5条（政令への委任）

（政令への委任）

第5条 前3条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

1 趣旨等

政令で経過措置を設けることは想定していないが、仮に施行の日までに経過措置を設ける必要性が生じるような事態が発生する可能性もあることも踏まえた規定である。

第6条（検討）

（検討）

第6条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

1 趣旨等

現在は想定していない新たな類型の消費者被害が発生する可能性もあることから、消費者の利益の擁護を図るため、今後も必要に応じて今回の改正で措置されていない事項についても検討を行う必要がある。したがって、政府においては、施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じることとしたものである。

附則（令和 4 年法律第 99 号）

第 1 条（施行期日）

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

1 趣旨等

令和 4 年臨時国会改正は、靈感等による知見を用いた告知に係る勧誘に対する取消権についての改正等を内容とするところ、これによって混乱が生じないように同改正の公布から施行までに一定の期間を確保する必要がある。

他方で、靈感等による知見を用いた告知に係る勧誘による消費者被害への対応が急務であり、消費者被害の救済の強化を図るためには、可能な限り速やかに施行する必要がある。そこで、法の適用に関する通則法（平成 18 年法律第 78 号）第 2 条の規定（注 1）も参考として、公布の日から起算して 20 日を経過した日から施行することとする（注 2）。

（注 1）具体的には「法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、法律でこれと異なる施行期日を定めたときは、その定めによる。」と規定されている。

（注 2）消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 99 号）は令和 4 年 12 月 16 日に公布されていることから、施行日は令和 5 年 1 月 5 日となる。

第 2 条（消費者契約法の一部改正に伴う経過措置）

（消費者契約法の一部改正に伴う経過措置）

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の消費者契約法（以下この条において「新法」という。）第 4 条第 3 項第 6 号（消費者契約法第 5 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日以後にされる消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示について適用し、同日前にされた消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示については、なお従前の例による。

2 新法第 7 条第 1 項の規定は、この法律の施行前にされた消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示に係る取消権についても、適用する。ただし、第 1 条の規定による改正前の消費者契約法第 7 条第 1 項に規定する取消権の時効がこの法律の施行の際既に完成していた場合は、この限りでない。

1 趣旨等

附則第 2 条第 1 項においては、令和 4 年臨時国会改正による改正後の第 4 条第 3

項第6号（令和4年通常国会改正後の第8号）は、同改正の施行後にされる消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示について適用されることを規定している。

また、靈感等による知見を用いた告知に係る勧誘については、靈感等による正常な判断を行うことができない状態から抜け出すためには相当程度の時間を要し、かつ、その間は他人からは通常の状態に見えるが、本人には葛藤が続いているとする指摘などを踏まえると、令和4年臨時国会改正前の規定により取消権の対象となる行為があった場合において、当該行為と同改正との先後関係で取消権の行使により救済される期間に差異を設けることは適切ではなく、同改正後の取消権の行使期間がより広く適用されることが適切と考えられる。

そこで、附則第2条第2項においては、消費者被害の救済の実効性を向上させる観点から、令和4年臨時国会改正前に発生した取消権のうち、時効が完成していないものには、同改正後の取消権の行使期間が適用されることを規定している。これに対し、同改正の施行の際に既に取消権の消滅時効が完成している場合にも適用されれるとするのは、既に安定的に形成された当事者間の権利義務関係を著しく損なうことから、この場合には同改正後の取消権の行使期間は適用されないこととしている。

第3条（検討）

（検討）

第3条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

1 趣旨等

今後の消費者被害の状況を始めとした社会経済情勢の変化を踏まえ、令和4年臨時国会改正の施行後5年を経過した場合において、同改正による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとする。